

◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援による費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省令〔平成二十二年四月一日〕）改正案
する旨を規定する

新 田 照 条 文

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援による費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省令〔平成二十二年四月一日〕）改正案
照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
一 （笠）		一 （笠）	
一一 （笠）		一一 （笠）	
別表 障害児通所給付費等単位数表		別表 障害児通所給付費等単位数表	
第1 児童発達支援		第1 児童発達支援	
1 児童発達支援給付費（1日につき）		1 児童発達支援給付費（1日につき）	
イ～ハ （略）		イ～ハ （略）	
二 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（ 児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において 障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行 う場合（亦に該当する場合を除く。）		二 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（ 児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において 障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（亦に該当する場 合を除く。）	
(1)～(3) （略）		(1)～(3) （略）	
亦 （略）		亦 （略）	
注1 設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（ 昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下		注1 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（ 昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下	

「指定都市」という。) 又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。

)に届け出た指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～5 (略)

イ～ハ (略)

ニ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合(亦に該当する場合を除く。)(1)～(3) (略)

亦 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が5人の場合

410単位

「指定都市」という。) 又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。

)に届け出た指定児童発達支援の単位(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。)において、指定児童発達支援(指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター(法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。)の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2～5 (略)

イ～ハ (略)

ニ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合(亦に該当する場合を除く。)(1)～(3) (略)

亦 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(1) 利用定員が5人の場合

410単位

	(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合 (3) 利用定員が11人以上の場合	205単位 102単位
7～8 (略)		
2 家庭連携加算		
イ 所要時間1時間未満の場合 ロ 所要時間1時間以上の場合	187単位 280単位	
注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（ <u>指定通所基準第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。</u> ）以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合は、算定しない。		
3～12 (略)		
13 福祉・介護職員処遇改善加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た <u>指定児童発達支援事業所等</u> （国、独立行政法人国立病院		
3～12 (略)		
13 福祉・介護職員処遇改善加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た <u>指定児童発達支援事業所等</u> （国、独立行政法人国立病院		

当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ （略）

14 （略）

第2 医療型児童発達支援

1～7 （略）

8 特別支援加算

25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

9～11 （略）

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（口に該当する場合を除く。）

(1)・(2) （略）

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) （略）

(2) 休業日に行う場合

(→ 利用定員が5人の場合

1,587単位

機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ （略）

14 （略）

第2 医療型児童発達支援

1～7 （略）

8 特別支援加算

25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。

9～11 （略）

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（口に該当する場合を除く。）

(1)・(2) （略）

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

(1) （略）

(2) 休業日に行う場合

(→ 利用定員が5人の場合

1,587単位

	(一) 利用定員が6人以上10人以下の場合	813単位
(二) 利用定員が11人以上の場合	689単位	
注1～6	(略)	
7	(略)	
イ	主として障害児（重症心身障害児を除く。）に 対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課 後等デイサービスを行った場合（□に該当する場 合を除く。）	
(1)～(3)	(略)	
□・△	(略)	
8	(略)	
2 家庭連携加算		
イ 所要時間1時間未満の場合	187単位	
□ 所要時間1時間以上の場合	280単位	
注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定期間第71条の4において適用する同令第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）において、指定期間第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及び就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービ		
2 家庭連携加算		
イ 所要時間1時間未満の場合	187単位	
□ 所要時間1時間以上の場合	280単位	
注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）において、指定期間第66条の規定又は別に厚生労働大臣が定める施設基準により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者（以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。）が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及び就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービ		

」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。

3～10 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合については、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

12 (略)
第4 保育所等訪問支援
1～4 (略)

3～10 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等(国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合については、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

12 (略)
第4 保育所等訪問支援
1～4 (略)